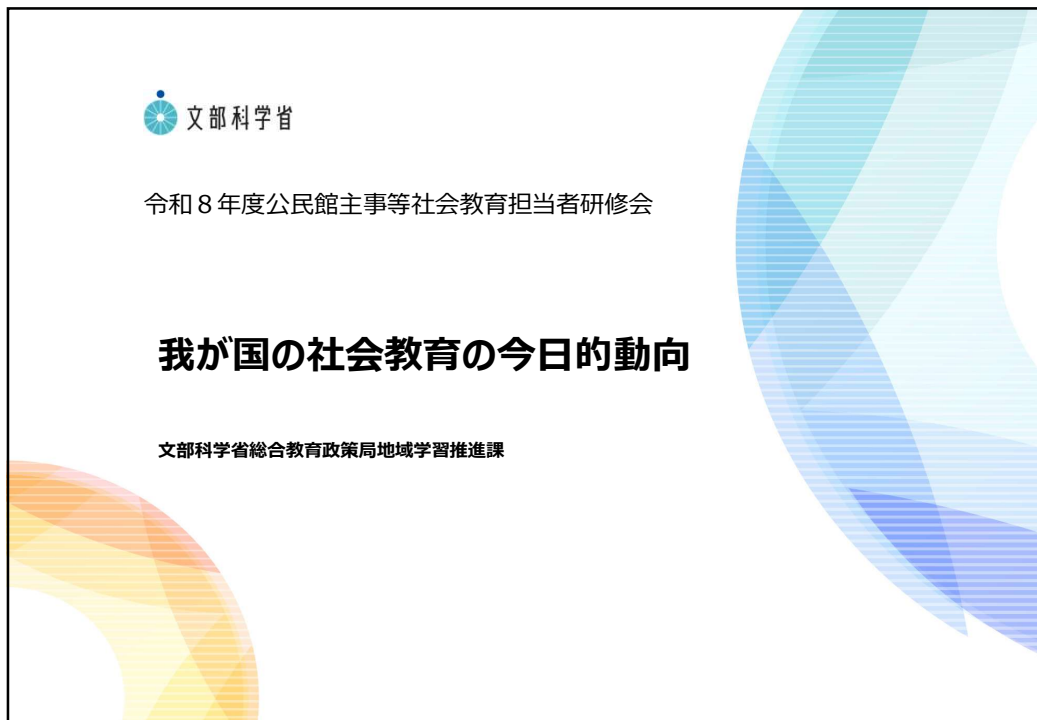




1



2

第1章 | 課題認識

社会状況は、大きく、速く変わり、課題は一層困難化している

人口減少・
超高齢化地域の担い手減少
孤独・孤立AIの急激な
進展社会のあらゆる側面を変革
認知・判断への影響

社会の多様化

価値観の多様化
外国人住民の増加国際秩序の
不安定化国際紛争
分断・対立の深まり

気候変動

災害の激甚化

こうした状況の中で、社会全体が突きつけられている課題

いかにして一人一人の幸せを実現するか

いかにして平和で民主的な社会を持続させていくか

～ 教育の側面からどう取り組むか ～

3

3

第1章 | 課題認識

公民館は何のためにあるのか

原点

社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の**住民のために**、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、**生活文化の振興、社会福祉の増進**に寄与することを目的とする。

公民館設置運営の要綱（抄）

（昭和21年7月5日文部次官通牒「公民館の設置運営について」別紙）

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな**文化的教養を身につけ**、他人に頼らず**自主的に物を考え平和的協力的に行動する**習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、**新しい民主日本に生まれ変わる**ことである。その為には教育の普及を何よりも必要とする。

…（中略）…

公民館は全国の各町村に設置せられ、此处に常時に町村民が打ち集まって議論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互の交友を深める場所である。それは謂はゞ郷土における公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた**文化教養の機関**である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相連携して**町村振興の底力を生み出す場所**でもある。…（後略）…

4

4

第1章 | 課題認識

公民館の本来の姿

戦争によって荒廃した人心を立て直し、日本を民主的で平和な国家へと再建

地域住民による自治的な学習や話し合い、文化的な交流を通じ、**新たな日本の民主主義社会の担い手**を育成することが必要

貧困層、高齢者、障害者、外国人などへの「排除」が進み、社会の分断が深刻化

どのような人も社会の一員として「**包摂**」し、互いに支え合う日本社会の担い手を育成することが必要

戦後

変わらない目的

現在

今後の社会に必要な人材を育成すること

目的は変わらないが、時代に応じて機能を更新できているか？

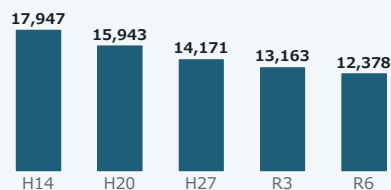
5

5

第1章 | 課題認識 | 現状

現状① 公民館は減少している。しかし、見るべきは「機能」

公民館数



H14 : 17,947 → R6 : 12,378館

約31%減

社会教育調査より作成

同時に起きていること

生涯学習センターやコミュニティセンター等への転用や老朽化、市町村合併に伴う廃止・整理統合。

だからこそ問うべきこと

「公民館が何館あるか」だけでなく、地域で社会教育機能がどこまで確保されているか。

課題

数の減少そのものではなく、必要な機能を提供できない地域が生じること。

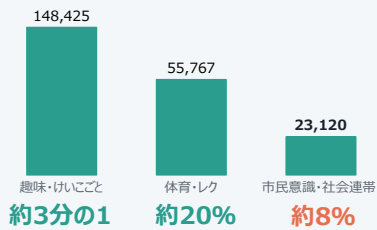
6

6

第1章 | 課題認識 | 現状

現状② 活動は「個人の学び」に比重。
地域社会の担い手の育成につながっていない。

令和6年度 公民館の学級・講座（概数）



社会教育調査より作成

趣味・教養自体が「悪い」わけではない

楽しさ、充足感、自己有用感は社会教育の強み。

重要なのは、その学びが、**新たな日本社会の担い手**の育成につなげる設計。

学びが個人の満足で終わるのではなく、
誰もが住みやすい地域作りにつながる**ことが重要**

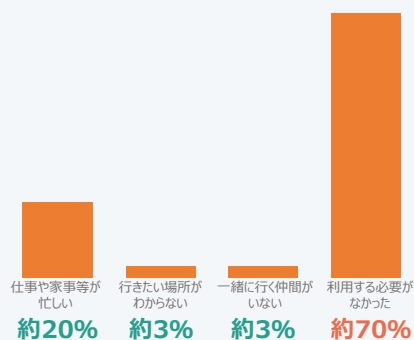
7

7

第1章 | 課題認識 | 現状

現状③ 公民館の機能が地域に理解されていない

公民館を利用しない理由



坂戸市「令和4年度 公民館の地域交流センター化に関する市民アンケート報告書」より作成
<https://www.city.sakado.lg.jp/uploaded/attachment/22920.pdf>

自分には関係ない施設とされている

地域住民にとって、必要な施設とされていない。
 また、だれもがフラットに関われるような施設にはなれていない。
 「公民館」でなくてもよい、という認識。

社会の担い手の意識の形成

本来は、学びを通じて、地域課題を自分事として関心を持ち、行動できる主体形成が重要。
 特に、これからの地域課題の担い手となる若い世代への働きかけが課題。

8

8

第1章 | 課題認識 | 現状

現状④「人」と「環境」が、役割転換のボトルネック

人材

公民館職員はH14の54,596人からR6は40,410人へ減少。社会教育主事の市町村配置率も低いと指摘されている。

施設

公民館の約52%（5,911館）が建築から40年以上。更新時期は「建替え」だけでなく機能再設計の機会。

デジタル

全公民館で来館者用Wi-Fiを整備・整備中と回答した自治体は45.4%。一部整備を含め79.8%。

あるべき姿を実現するには、プログラムだけでは足りない

専門人材

空間・立地

デジタル

を一体で変える必要がある

9

9

第2章 | 原因の分析

なぜ「本来の姿」と離れたのか

① 個人の学習支援への重心

生涯学習理念の浸透の中で、行政上も個人の自己実現支援に重点が移り、社会の担い手育成の趣旨が相対化。

② 「貸館・講座」の運営慣行

施設管理と既存利用者対応が中心になりやすく、地域へ働きかけ、課題を発見し、協働を編む機能が弱まりやすい。

③ 専門人材・組織連携の弱さ

社会教育主事の配置低下、首長部局への移管等により、教育委員会との連携に課題が生じる場合も。

④ 社会の変化の速度

人口減少、デジタル化、外国人増加、孤独・孤立、防災など、従来の講座中心モデルを超える課題が急増。

「公民館の活動が衰えた」のではなく
社会の変化に対して機能更新が追いついていないのでは？

10

10

第2章 | 原因の分析

供給型モデルから協働型モデルへの転換不足

従来型：施設内・供給型

- ・行政／職員が講座を企画
- ・参加者はサービスの受け手
- ・既存利用者の継続利用を重視
- ・成果は参加人数・講座数で把握
- ・他部局や民間との連携は限定的



これから：地域内・協働型

- ・地域課題から学びを設計
- ・住民を「参画する主体」に
- ・子供・若者など新たな層へアウトリーチ
- ・成果は関係性・行動変容・活動創出
- ・学校、福祉、防災、NPO、企業と協働

**改革の核心は「講座メニューの刷新」ではなく、
運営思想の転換**

11

11

第3章 | 解決策と改革の促進

公民館を「地域の学びと協働のハブ」へ

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】

① 社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

② 社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

③ 国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

12

12

第3章 | 解決策と改革の促進

国での議論：地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について

社会教育人材

- ・社会教育士の位置付け・認知・信頼性向上
- ・公民館主事への社会教育士任用促進
- ・社会教育主事の配置促進
- ・講習・養成課程の見直し

公民館の機能

- ・新たな社会を担う人材育成
- ・全世代・全住民の学びと居場所
- ・共生社会の実現に資する実践の拠点
- ・アウトリーチ
- ・貸館偏重からの転換

施設・連携

- ・公共施設との複合化
- ・民間企業との連携の柔軟化
- ・学校、RMO、NPO、福祉等との協働
- ・社会教育人材ネットワークの構築

令和8年7月の審議経過報告を踏まえ、答申に向けて引き続き審議

13

13

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後を見据えた教育政策に関する議論の動向

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

（令和8年8月21日 中央教育審議会 総会）

I. 現状と課題

社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化
生産年齢人口の減少や地域社会の担い手が不足。ICT・AIの進展やデジタル化により、他者との対話や、相互理解の機会が減少。

地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性
子育て支援、孤独・孤立、防災・防犯、外国人等との共生など、多様化・複雑化する課題に対し、行政のみでは対応に限界。地域住民同士の助け合いが重要。

根本的な解決に向けた課題
多様化・複雑化する地域課題の大きな要因は、当事者意識の欠如等の住民一人ひとりの認識にあると考えられ、こうした個人の認識や行動を見直すきっかけとなる社会教育としての地域活動や環境整備が必要。

II. 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

今後の目指すべき社会教育の姿

① 地域課題の解決に資する社会教育

地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域課題は相互に影響し合っており、一面的な対応では解決が困難である。社会教育を通じて住民の主体的・継続的な取組や当事者意識を育み、地域課題の解決や未然防止につなげていくことが求められる。

② 子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

子供・若者から現役世代、高齢者、障害者、外国人まで、多様な住民を対象とした学びを充実させる必要がある。学校だけでは対応が難しい教育課題や学び直しへの対応に加え、全ての人が地域の一員として尊重され、参画できる共生社会の実現が求められる。

求められる役割と期待される効果

1. ウェルビーイングの実現

社会教育は、対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、良好な関係性や自己有用感を育む。

2. 地域コミュニティの構築

社会教育活動を通じて形成された関係性を基盤に、防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる。

3. 共生社会の実現

性別や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、多様な人々が社会教育活動等へ参画し相互理解を深め、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重される。

基本的な方向性

1. 社会教育人材の質的・量的な拡充

地域課題の解決に向け社会教育の専門性を有する社会教育人材を拡充

2. 地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

多様な主体との連携・協働を進め、社会教育の裾野を拡大

3. 社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

継続的な学びや連携を支える社会教育人材ネットワークの構築等

14

14

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後を見据えた教育政策に関する議論の動向

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

（令和8年8月21日 中央教育審議会 総会）

Ⅲ. 社会教育の推進に向けた施策

1. 社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（1）社会教育士の在り方の見直し

教育委員会に限らず幅広い分野の者が社会教育士となることや、社会教育士の認知や信頼性向上の方策の検討、講習・養成課程の見直し等が考えられる。

（2）社会教育主事・社会教育委員の機能強化

社会教育主事を「地域全体の学びのコーディネーター」として位置付け、地域づくりや福祉、防災等の関係部局との連携を推進するとともに、配置促進や好事例の周知を図る。また、社会教育委員の役割強化や研修の充実、運用改善を推進。

（3）社会教育主事・社会教育士の養成の改善

講習・養成課程の内容を見直しとともに、オンラインや夜間・休日開催等による受講機会の拡充、受講資格の見直しを進め、多様な分野で活躍できる社会教育主事・社会教育士の養成を推進。

（4）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

継続的な研修機会の充実や社会教育人材ネットワークの構築を進め、実践の共有、相互支援、情報交換、活躍の場の拡大等を通じて、社会教育人材の活躍を支援する。

（5）社会教育の裾野を広げるための方策

導入的講習の充実や学習機会の拡大に加え、短期間・オンラインによる履修機会の確保や優良事例の周知等を通じて、多様な人材の参画を促進。

2. 地域における社会教育活動の推進体制の充実

（1）社会教育施設・団体等

公民館、青少年教育施設、図書館、博物館、社会体育施設、社会教育関係団体等が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働し、地域課題の解決や多様な学び・交流を支える拠点機能の充実を図る。

（2）社会教育と連携してきた施設・団体等

学校（小・中・高校等のコミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等）、高等教育機関、地域連鑑組織（RMO）、NPO、民間企業等との連携・協働を進め、多様な主体が社会教育の視点を共有しながら、地域課題の解決に取り組む体制を充実。

（3）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

首長部局との連携により、若者の地元定着や防災などの共助体制の強化を図るとともに、社会福祉法人等と社会教育施設等が連携・協働し、交流や学びの機会の充実を通じた地域コミュニティ形成が期待される。

3. 国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

（1）国

社会教育人材ネットワークの整備支援や導入的講習の開発・提供、研修機会の確保、活躍事例の収集・展開等を進めるとともに、関係省庁や大学等連携し、社会教育人材の育成・活躍支援や社会教育の裾野の拡大を推進。

（2）地方公共団体

社会教育主事の配置促進や社会教育担当職員の資質向上を図るとともに、社会教育人材ネットワークの構築、継続的な研修機会の提供、首長部局や民間企業・NPO等との連携強化を推進。

15

15

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後を見据えた教育政策に関する議論の動向

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

（令和8年8月21日 中央教育審議会 総会）

「Ⅲ 2（1）社会教育施設・団体等①公民館」のポイント

公民館は地域における**社会教育の中心となるべき施設**

「地域の縁側」として、多様な主体が交流し、そこから新たな活動が生み出されるような場となることを目指すべき

成人や高齢者だけでなく子供や若者も含めた**多世代の居場所**となり、交流を促進すべき

「集めて学ばせる」だけでなく「**集まっているところに学びを醸成する**」発想に立ち、民間商業施設等に向いて講座を企画するなど取組の幅を広げる

高齢者、障害者、外国人等を含むすべての人が地域の一員として交流・活動できる**共生社会実現に資する実践の拠点**として機能を充実すべき

職員には高い専門性が必要であり、**公民館主事に社会教育士を任命**するなど社会教育人材の配置を促進すべき

公民館における民間企業との連携に関しては、実際の事業や連携の目的・内容を踏まえながら、**地域の実情等に応じて実施の可否を適切に判断できるようにすることも含め、必要な事業や連携を円滑に行うことができるようにすべき**

16

16

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後の公民館

今後の公民館が目指す姿

これからの地域社会の担い手の育成

社会的分断を止め、誰もが尊重され、互いに支え合う地域社会を創ることができる担い手を育成
それにより、誰もが安全・安心を感じられ、住みやすい地域社会につながるこれが本来の役割。

誰もがフラットに関われる

地域住民の誰もが参加しやすく、多様な主体が交流し、新しい活動が生まれる場

全世代・全住民の居場所

子供・若者、現役世代、高齢者、障害者、外国人など、多様な住民の学びと参画を支える。

館内で待つだけではない

「集めて学ばせる」だけでなく「集まっているところに学びを醸成」し、商業施設等へのアウトリーチも。

17

17

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後の公民館

どう実現するか① 体制：「人」を配置し、組織を越えてつなぐ

公民館職員に求められる能力

○専門的な知識

- ・これからの目指すべき社会に関する理念や取組
(ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン、SDGsなど)
- ・現在の地域課題の現状や原因、各地での取組
(防犯、防災、孤立した子育て、障害者、高齢者、外国人等)
- ・地域や住民の現状
(強み、弱み、今後の動向)

○専門的な技能

- ・地域住民に対して、新たな地域社会の担い手として必要な資質・能力を育成する技能
- ・地域や住民のもとと有している力(潜在力)を活かして、伸ばしていく技能
- ・地方自治体や地域社会、地元の民間団体等有している資源をつなげて、人材育成や地域課題の解決等につなげていく技能

→これらを活かして、地域において学びを作り出していく

18

18

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後の公民館

どう実現するか② 施設・立地：「建物更新」を「機能更新」に

複合化・集約化

図書館、子育て、福祉、行政窓口、民間機能等との複合化で「用事がなくても人が交わる」動線をつくる。

子供・若者の居場所

放課後・休日に使えるスペース、学習・交流環境を整備し、多世代交流へつなげる。

デジタル環境

Wi-Fiやオンラインを整え、対面とデジタルの最適な組合せでアクセスと活動の幅を広げる。

アウトリーチ

商業施設等、住民が集まる場所へ活動を持ち出す。「来館できる人だけ」の施設から脱却。

老朽化はリスクであると同時に、
地域の動線と必要機能を再設計する好機

19

19

第3章 | 解決策と改革の促進 | 今後の公民館

改革のヒント：すでに「次の公民館」は始まっている

紋別市中央公民館



高校生によるスマホ相談会、学習スペースづくり、防災宿泊等を通じて、利用者を「お客様から当事者へ」。
高校生2名を公民館運営審議会に加えるなど運営参加にも展開。



高校生による公民館学習スペースの設置

国立市公民館



障害の有無を越えた青年教育、日本語講座、中高生学習支援、防災講座など、「誰もがともに学びあう」共生を事業全体の軸に。



しょうがいしゃ青年教室

共通点：住民を「利用者」で終わらせず、企画・対話・実践の主体へ

20

20

第3章 | 解決策と改革の促進

各自治体・公民館で、明日から始める5つの問い

① この地域で、公民館が解くべき課題は何か

② いま来ていない人は誰か。なぜ来ないのか

③ どんな「つながり・行動」を生みたいか

④ 誰と組めば実現できるか

⑤ 建物・立地・デジタルをどう組み替えるか

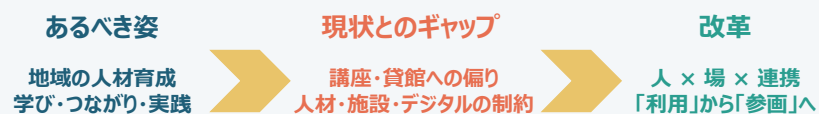
「あるべき姿」に照らして一つずつ運営を変える

21

21

まとめ

維持すべきは、公民館が「地域の社会教育機能」を担うこと



公民館を、住民が地域の未来をともに学び、
ともに作る拠点へ。

22

22

まとめ | 教育振興基本計画
第5期教育振興基本計画（令和10年度～令和14年度）諮問
（令和8年8月21日 中央教育審議会 総会）

我が国を取り巻く社会の状況

- 生成AI等の技術革新の急速な進展
- 予測を上回る人口減少・少子高齢化の進行
- 社会・産業構造の変容
- 我が国社会の多様化
- 国際情勢の不安定化

→VUCA（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）に加え、BANI（脆さ・不安・非線形・不可解）の時代とも指摘されるように、これまで以上に、流動性が高まっている状況
 これからの我が国を担う子供たちは、**激しい変化が止まることのない時代を生きることとなる**

AI時代を迎える中で、2040年以降の社会を捉え直し、教育政策を総合的に検討

第5期計画に求められること・検討すべき観点

① 生成AI等の技術革新の急速な進展

- ・AI等を適切に活用するリテラシー、自ら問いを立てて学びを深める力を育むとともに、**好奇心や意欲・志、粘り強さなど人が人としての価値を発揮するための基盤となる人間力の育成**
- ・AI等の活用による教育の質の向上、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせる視点も重要

② 人口減少・少子高齢化の進行

- ・過疎化が進み地域コミュニティの維持が困難、地域における教育機会の確保といった課題が顕在化の中で、持続的な地域コミュニティの形成に資するよう、**地域における教育の維持・活性化、教育へのアクセス確保が重要**

③ 社会・産業構造の変容
（確工・デジタル分野の人材やエッセンシャルワーカーの不足など）

- ・探究・文理横断・実践的な学び、留学などの**越境体験の更なる推進**
- ・人材育成システム改革ビジョンを踏まえた、**高校から大学・大学院等まで一貫した人材育成方策の具体化**
- ・生涯にわたり学び続ける社会を実現する観点での、**リスキリング等の社会人の学び直し**

④ 我が国社会や教育現場の多様化
（不登校児童生徒・特別な支援を要する児童生徒・在留外国人の増加など）

- ・誰一人取り残されず、**一人一人の可能性が開花する教育の実現**
- ・教職の魅力を向上し質の高い教職員を確保し続けるなどの**環境整備**
- ・他者との対話を通じた合意形成や、失敗や対立・シレンマ等を乗り越える経験を通して**民主的かつ公正な社会を築くための教育の在り方も重要**

⑤ ウェルビーイングの重要性の高まり
（個人の幸福や地域・社会全体の豊かさを質を重視するSWGs※といった新たな概念）

- ・国際的な動向や蓄積された専門的知見も踏まえ、教育を通じて、調和と協調を重視する「**日本社会に根差したウェルビーイング**」を基本とし、その**更なる向上を図る**

※Sustainable Well-being Goalsの略語

諮問事項

● 今後の教育政策に関する基本的な方向性

- ・改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、社会情勢の変化を踏まえた、**今後の教育政策に関する基本的な方向性について**

● 基本的な方針と主な施策

- ・基本的な方向性を踏まえた、生涯を通じた**あらゆる教育段階**（幼児教育から高等教育、社会教育）における、**今後5年間の教育政策の目指すべき基本的な方針と主な施策について**

● 実効性の確保・向上

- ・多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策、国・地方及び関係機関の連携・協働の在り方、人的・物的資源の確保の在り方など、**教育振興基本計画の実効性の確保・向上について**

23

（参考資料）

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）				令和5年6月16日 閣議決定
我が国の教育をめぐる現状・課題・展望		教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）		
【社会の現状や変化】		▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み		
・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性） ・少子化・人口減少や高齢化 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素） ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング） ・18歳成年・こども基本法 等				
第3期計画期間中の成果		第3期計画期間中の課題		
・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善 ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備 ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等		・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低下 等		
計画のコンセプト		日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上		
2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成		・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方 ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協同的幸福と獲得的幸福のバランスを重視 ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信 ※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。		
今後の教育政策に関する基本的な方針		① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ・主体的に社会の形成に参画、持続的な社会の発展に寄与 ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証 ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進 ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進 ・リカレント教育を通じた高度人材育成 ② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応 ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進 ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 ・人生100年時代に縦線化する生涯にわたって学び続ける学習者 ③ 地域や家庭と共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ・家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化 ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進 GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進 教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進 デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保 NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保 各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等		

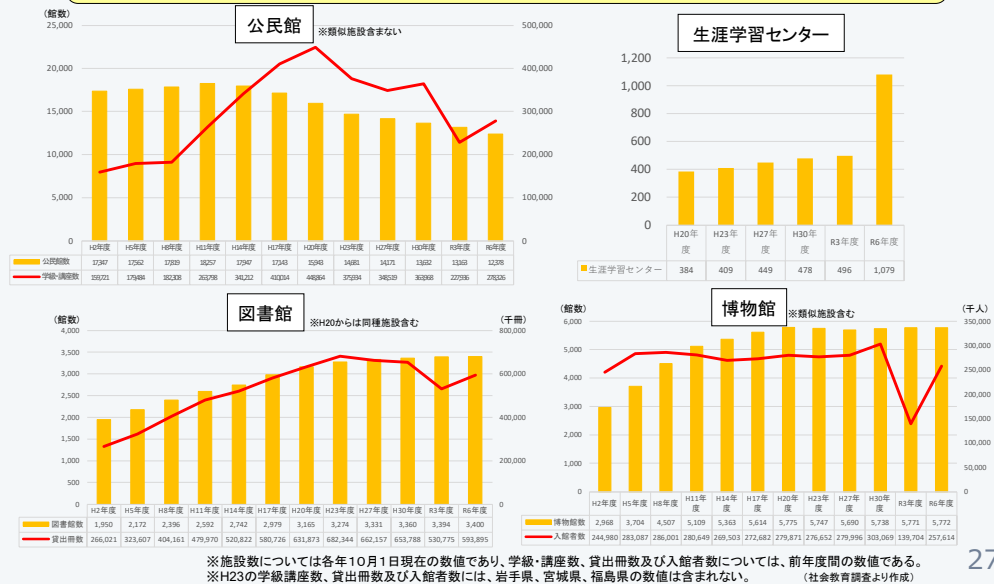
25

公民館の職員数、運営体制（推移）									
【 公民館職員の数 】									
設置者	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3	R6	
館長・分館長	17,588	16,486	15,371	14,092	13,389	12,594	12,185	11,613	
公民館主事	18,099	17,127	15,090	13,988	12,954	12,011	11,448	11,020	
その他職員	18,909	18,617	20,310	18,261	18,799	18,379	18,071	17,777	
職員 計	54,596	52,230	50,771	46,341	45,142	42,984	41,704	40,410	
【 公民館の運営方法 】									
	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3	R6	
直営	17,947	16,569	14,723	13,520	13,019	12,384	11,857	10,776	
指定管理	—	574	1,220	1,161	1,152	1,248	1,306	1,300	
コンセッション等	—	—	—	—	—	—	—	302	
指定管理等の割合		3.3%	7.7%	7.9%	8.1%	9.2%	9.9%	12.9%	
※平成17年度の指定管理には、管理受託者による運営を含む									
出典：社会教育調査より作成									

26

社会教育施設の設置状況

公民館は館数、学級・講座数とも減少傾向。要因として、生涯学習センターやコミュニティセンター等の施設としての転用、施設の老朽化や市町村合併に伴う廃止・整理統合が考えられる。博物館、図書館はコロナ禍の影響もみられるものの館数は増加傾向を維持。



27

27

公民館の活動状況（学級・講座数、学級生・受講者数）（推移）

【学級・講座数】

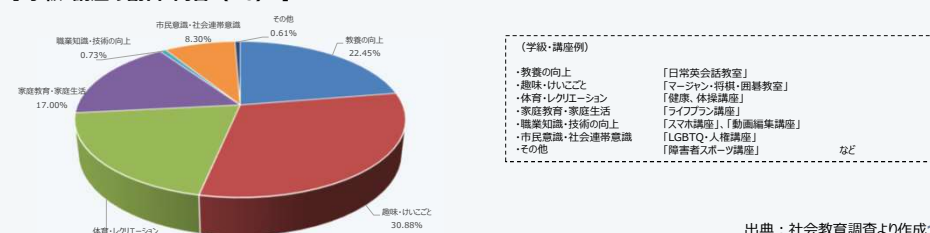
区分	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3	R6
教養の向上	73,935	81,735	32,615	25,694	26,689	23,128	13,091	62,521
趣味・けいこごと	126,688	171,238	201,259	167,673	152,423	113,682	70,071	85,904
体育・レクリエーション	49,415	51,815	73,048	66,328	65,656	60,406	45,707	55,767
家庭教育・家庭生活	34,679	39,519	95,203	74,725	72,382	63,012	30,821	47,291
職業知識・技術の向上	18,379	16,742	3,039	3,650	1,575	1,709	1,280	2,029
市民意識・社会連帯意識	19,936	24,388	33,479	27,909	23,650	24,961	14,743	23,120
その他	18,180	24,577	10,221	9,955	6,144	77,070	52,223	1,694
総計	341,212	410,014	448,864	375,934	348,519	363,968	227,936	278,326

【学級生・受講者数】

	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3	R6
計	10,634,061	11,878,119	12,586,950	10,450,093	9,099,655	9,076,451	3,725,464	5,866,393

※R3調査は、R2の実績値となるため、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が想定される

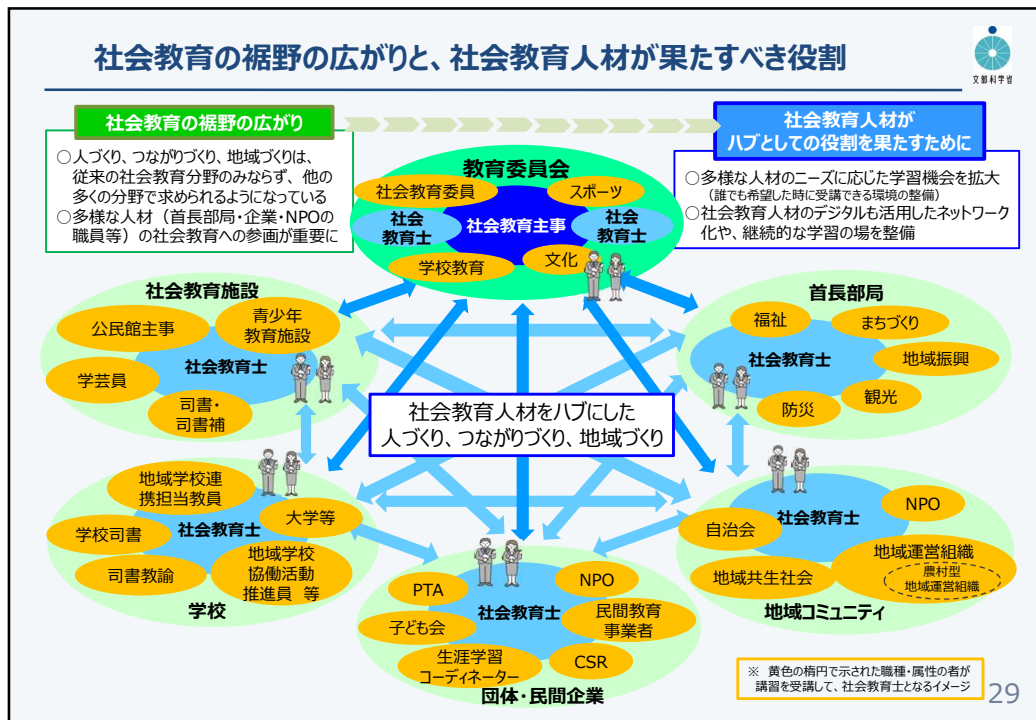
【学級・講座の割合・内容（R6）】



出典：社会教育調査より作成

28

28



29

社会教育士って知っていますか？

私たちのまちや暮らしにある様々な課題。その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが「社会教育士」です！

社会教育士は、地域のひと、こと、モノのつながりや地域の強みや魅力を伝える。

地域のひとたちと一緒に学びの機会をつくり、新たな人との出会いやつながりをつくり、持続可能な地域をつくる。

社会教育士は、地域のひと、こと、モノのつながりや地域の強みや魅力を伝える。

地域のひとたちと一緒に学びの機会をつくり、新たな人との出会いやつながりをつくり、持続可能な地域をつくる。

社会教育士は、地域のひと、こと、モノのつながりや地域の強みや魅力を伝える。

地域のひとたちと一緒に学びの機会をつくり、新たな人との出会いやつながりをつくり、持続可能な地域をつくる。

社会教育士

人づくり・つながりづくり・地域づくりに、社会教育士が必要です

知っていますか？

社会教育士note

随時更新中

全国 約12,000人の「社会教育士」が活躍中

令和2年度から開始した「社会教育士制度」

文部科学省では「社会教育士」の活躍紹介を中心に『社会教育』について様々な角度からお届けしております！

目指せ！フォロワー数2,000人

30

2. コミュニ「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

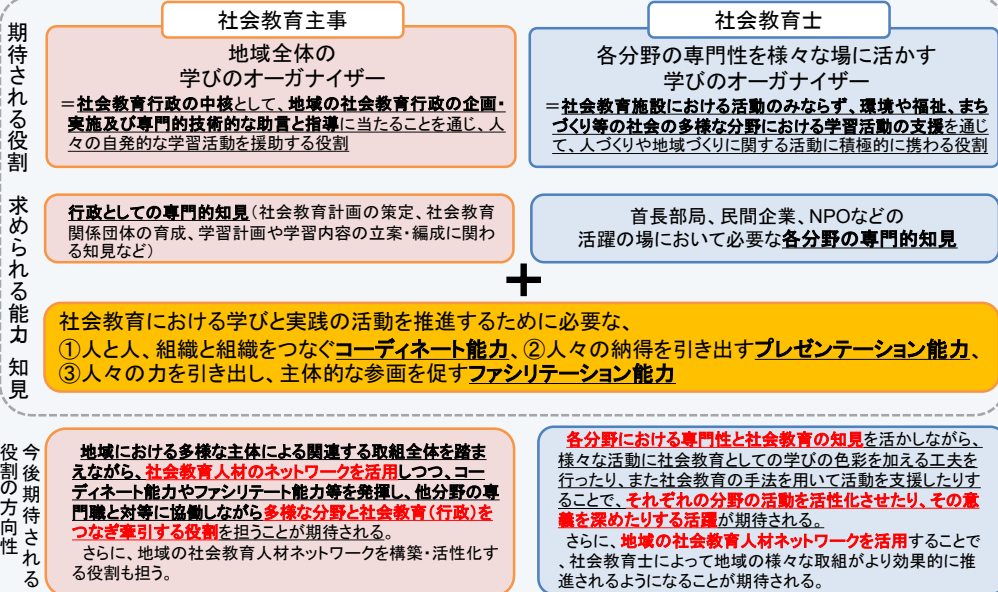
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	1,540人	1,686人	8,046人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	1,106人	976人	4,309人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	2,646人	2,662人	12,355人

31

31

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見（社会教育人材部会における整理）



（出典）「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について」（令和6年6月 中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会最終まとめ）

32

32

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

***社会情勢の変化**
 ○社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。
 学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
 ○高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、**社会教育に求められる役割やニーズが変化。**

◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）
 ○「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総合的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
 ○社会教育による「**学び**」を通じて人々の「**つながり**」や「**かかわり**」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
 ○社会教育の観点として**社会教育施設の機能強化**や、社会教育主事・社会教育士等の**社会教育人材の養成及び活躍促進**等を通じた社会教育の充実を図る必要。

◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会
 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～】（令和6年6月）
 ○重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
 ○障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた**社会教育の提供**が十分に確保されることが不可欠
 ○社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために**社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方**を提示

◎社会教育人材部会
 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）
 ○調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと

これらの方針を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、**社会教育の新たな在り方**を見つめ直し、**社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要**

令和6年6月25日中央教育審議会総会

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

【主な審議事項】
 ①**社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策**
 （社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）
 ②**社会教育活動の推進方策**
 （地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、**公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策**、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）
 ③**国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方**
 （社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

33

社会教育法（第23条）

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない

一 **もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。**

二 **特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。**

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

34

公民館で実施し得る事業の具体的な事例（１）

- 平成30年12月21日付け事務連絡「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（依頼）」
→ 本規定の趣旨が、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない旨を周知
- 令和5年12月14日付け事務連絡「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」
→ 地方公共団体に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、各地方公共団体と民間企業等との連携を更に促進するため、公民館で実施しうる具体的な事業の例を提示
→ 記載の具体例は、調査回答で得られた実際の活用事例や検討事例の一部
→ 公民館の積極的な活用に向けた、各地域における検討の参考に

① 公民館が主体で行うもの

- 公民館講座において講座の維持・継続に必要な受講料を徴収する。
- 公民館講座実施後に受講生の教養の向上のために講師の著作物の販売を行う。
- 公民館講座の一環として、講座内で創作した物品の販売を行う。
- 映画館のない地域において、地域住民の教養の向上のために映画を上映するにあたり、相応の入場料を徴収する。
- 高齢化が進む状況を踏まえて、葬儀場を経営する企業に、終活のアドバイスとなる講座の開催を依頼する。
- 地域住民のレクリエーションとして著名人等のコンサートやイベントを開催し、その際にグッズの販売を認める。

35

35

公民館で実施し得る事業の具体的な事例（２）

② 公民館以外が主体となって行うもの

- イベントを行う際、キッチンカー等に飲食物の販売を認める。
- 地域の学校、認定こども園、保育所等が実施するフリーマーケットについて、循環型社会の推進や地域住民の交流に寄与するものと判断し、公民館の貸し出しを認める。
- 大人数が集まれる会場がない地域において、地域にある学校の行事や民間会社等の会議に公民館の貸し出しを認める。
- 金融機関が少ない地域において、住民の利便性に寄与するため、公民館内にＡＴＭや金融機関の支店の設置を認める。
- いわゆる買物弱者を支援するため、公民館内にスーパーマーケットの出店を認める。
- 地域住民の就労支援のため、企業による面接会場として公民館の貸し出しを認める。
- 地域の伝統的行事の一環としてのお菓子の販売を、伝統行事存続のため、公民館での販売を認める。
- 地域特有の農作物の認知度を向上させるために、地域特有の農作物を取り扱ったマルシェの開催を認める。
- 本場のクラシック音楽になかなか触れることが難しい地域において、地域住民の文化的教養の向上に資することから有償の入場料でのクラシックコンサートの開催を認める。
- ダンス教室や塾に通うことが難しい地域において、地域のこどもの体力や学力向上のため、月謝制のこども向けダンス教室や塾の開催を認める。
- 法第20条で規定する公民館の目的に資するとして実施を認めた営利事業における事業所の名称について、立地を表すものとして〇〇公民館店や〇〇公民館校など、公民館名の利用を認める。
- 理容室や美容室が少ない地域において、地域住民の公衆衛生の向上の観点から、定期的に理容室や美容室に公民館の貸し出しを認める。
- 入札等の公正な方法により施設命名権（ネーミングライツ）を売却する。

36

36

社会教育施設の集約化・複合化の事例

①複合施設としての相乗効果

東根市公益文化施設 まなびあテラス（山形県東根市）

■施設概要／図書館・美術館・市民活動支援センター

■具体的事例／
図書館と美術館でそれぞれの催事に
連動したイベントを開催することで、集
客力を互いに享受できるようになった。

展覧会と連動した図書館での富音機ライブの開催



③コスト削減を含めた管理運営の工夫

三重県総合文化センター（三重県津市）

■施設概要／文化会館・生涯学習センター（図書館含む）・男女共同参画センター

■具体的事例／
効果的な運営とともに、省エネルギー対策として
利用するエネルギー源の効率的選択により、大幅
なコスト削減を行った。

三重県総合文化センター外観



②計画時の住民意見の採用

おおい町里山文化交流センター（福井県大飯郡おおい町）

■施設概要／公民館・図書館

■具体的事例／
市民による任意団体が利用者の立場
で施設について検討、首長への提言を
経て、基本設計に反映された。また施設
の役割について考えるワークショップを
行政と住民の共催で行った。



施設のあり方を考えるワークショップ「みんなで考える集い」

④地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりへの貢献

オガールプラザ（岩手県紫波郡紫波町）

■施設概要／図書館・地域交流センター・子育て応援センター・民間施設

■具体的事例／
施設整備により、エリア内で200人の雇用が
生まれたとともに、エリア価値が高まったこと
で、さらなる民間投資を生み、最寄り駅を中心
に人口が増加した。

オガールプラザ外観



⑤民間の力の活用

稲城市立iプラザ（東京都稲城市）

■施設概要／生涯学習コミュニティ施設・図書館・児童青少年施設・ホール・市役所出張所
■具体的事例／P F I 事業者独自の発想・ノウハウが発揮された事業企画や、他の既存文
化センター及び地元団体との連携がなされている。



iプラザ外観（北東メイン入り口側）

37

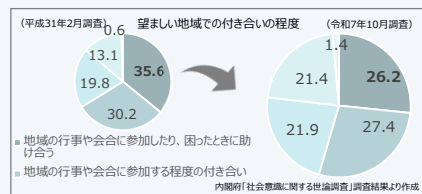
子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育の推進

令和9年度要求・要望額 448百万円【新規】



現状・課題

- 子供から大人まで人と人とのつながりが希薄化。周囲との良好な関係性が重要な日本型ウェルビーイングの実現も困難。
- 過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化
 - ⇒ 子供同士が直接的な触れ合いをする場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまり、将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的
 - 地域を支える若者の減少、災害時における地域住民の共助体制の脆弱性、在留外国人の増加に伴うコミュニケーション不足とそれによる軋轢の顕在化
 - ⇒ 多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界

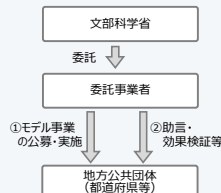


事業内容

件数・準備 447百万円 委託先 委託先事業者

子供の安全・安心な居場所づくりや、学校教育と連携した地域での学び、デジタル社会での体験活動の充実など**子供の豊かな学びを地域で支える取組**や、地域課題解決に向けた活動を担う地域住民や公益的活動を行う民間団体等との連携を図り、**地域の支え合いを育み持続可能な社会を実現する取組**について、その在り方や、それを支える組織体制の試行・検証等を行う。

<事業スキーム>



①子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育モデルの構築

（内訳）実施件数・準備 47箇所×8百万円

放課後等の子供の学びの場の整備

小学生の放課後等の安全・安心な活動場所を確保する観点から、児童や保護者のニーズを把握した上で、地域の取組・資源（学校施設開放、放課後子供教室、放課後児童クラブ、公民館、図書館、児童館等）を活用した全児童に対する学習・体験機会の提供の在り方と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、持続可能なモデルを構築

NPOやRMO等の地域団体との相互連携を図った地域の価値創造

若者や地域住民を提供された学習サービスを「消費」する主体から地域への「参画」「共助」の主体へと関わり方を変える観点で、公民館等とNPOやRMO等の地域団体との相互連携を図る取組と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、地域の新たな価値を創造するモデルを構築

②事業の効果検証等の実施

事業実施自治体に対する助言、モデル事業の効果検証等

（内訳）実施件数・準備 51百万円

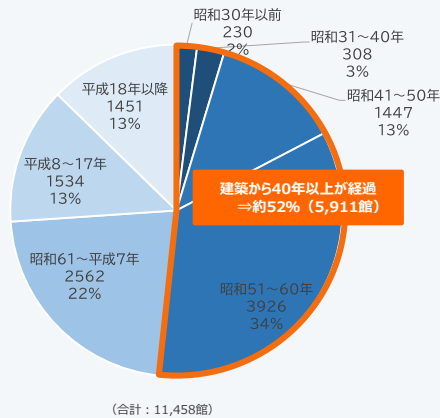
（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

38

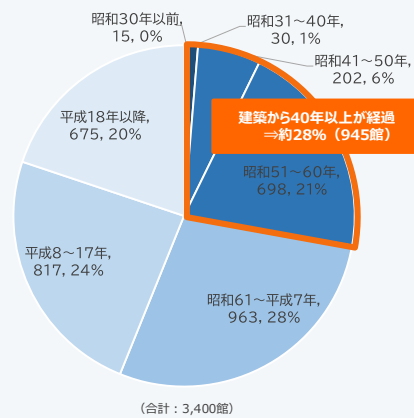
38

社会教育施設の現状（施設の老朽化）

公民館の建築年度別 施設数



図書館の建築年度別 施設数



（出典）令和6年度社会教育調査

39

39

社会教育施設（公民館・図書館）におけるデジタル環境の整備状況

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定） 重点施策一覧

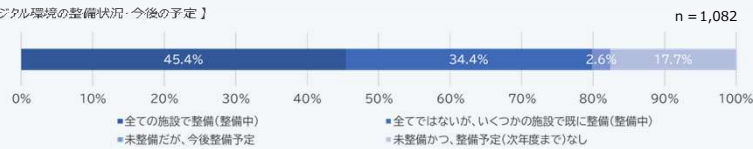
【No.1-63】社会教育におけるデジタル技術の活用促進

- 2024年度に実施した「社会教育施設のデジタル環境に関する調査」結果から、**社会教育施設（公民館）においては、来館者が利用できるWi-Fi設備の整備や情報発信のためのデジタルツールの活用が課題**である。
- 地方公共団体に対する相談対応、アドバイザー派遣、情報提供等を行う事務局を設置し、**デジタルの効果的な活用に取り組む自治体の伴走支援**を行う。

（1）公民館における来館者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- 来館者が利用できるWi-Fi設備が、**全ての公民館で既に整備又は整備中であると回答した「自治体」は全体の45.4%**
- 一部の施設では整備されている「自治体」を含めると全体の79.8%

【デジタル環境の整備状況・今後の予定】



（参考）無線LAN(Wi-Fi等)が使える環境(来館者利用可) [H31.1月時点] 29.7% (公民館数 n=5401) 出典：全国公民館実態調査 ((公社)全国公民館連合会)

（2）図書館における利用者が利用できるWi-Fi設備の整備状況

- 利用者が使える**無料のWi-Fiサービスがあると回答した「図書館」は全体の72.1%**

【図書館内で利用できるWi-Fiサービス提供の有無】(R5.10.1時点)

・利用者が使える無料のWi-Fiサービスがある	72.1%	・有料のWi-Fiサービスを案内している	0.1%
・Wi-Fiサービスは特に案内していない	20.7%	・その他（記載）	6.7%

n = 721

※「電子図書館・電子書籍サービス調査報告2023」((一社)電子出版制作・流通協議会)

40

40

専用HP・相談窓口を開設しています。

文部科学省社会教育デジタル活用等推進事業

公民館・図書館の官民連携・デジタル活用

～PPP/DXで進展する社会教育～

https://www.mext.go.jp/kominkan-support/index.html

HPへの掲載内容

- ・社会教育施設における官民連携とは？
- ・自治体への支援方策
- ・先進事例・調査研究の紹介

また、公民館や図書館などの社会教育施設における官民連携・デジタル活用について、相談を受け付けています。まずは相談窓口フォームまたはメールで相談いただき、その後は電話や対面などでも支援します。

こちらの相談窓口フォームにてお問い合わせください。

相談窓口フォーム：[社会教育施設のデジタル活用・PPP/PFI活用 相談窓口フォーム](https://www.mext.go.jp/kominkan-support/support/faq_0007.html)
https://www.mext.go.jp/kominkan-support/support/faq_0007.html

相談窓口フォームがご利用できない場合は相談窓口メールでも受け付けております。

相談窓口メール：r8_dxppp@tk.pacific.co.jp ※支援事務局 パシフィックコンサルタンツ株式会社

相談内容の例

- ・社会教育施設の維持管理、運営の課題を相談したい
- ・社会教育施設の老朽化に対する建替方法について相談したい
- ・社会教育施設に対するPPP/PFIの導入に関して相談したい
- ・社会教育における効果的なデジタル化の推進について相談したい

その他何でも相談
してください！

41

41

社会教育デジタル活用等推進事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額) 85百万円
51百万円

背景・課題

- ▶ 公共施設より効率的・効果的な整備・運営等に向けて、老朽化等が進む公民館等の**社会教育施設においても、民間の資金と創意工夫を活用するPPP/PFI等の活用を進めていく必要**がある
- ・ PPP/PFIアクションプランにおける具体化目標を達成するため、**自治体への伴走支援を強化**
- ▶ 社会の急速なデジタル化の中で、社会教育分野におけるデジタル化の遅れが顕在化し、公民館等の**社会教育施設のデジタル機能強化し、「リアル」と「デジタル」を組み合わせた効果的な教育活動により、地域の教育力の向上を図る必要がある**
- ▶ **地域コミュニティの基盤となる社会教育施設を活性化し、地方創生2.0を推進**

事業内容 (令和5年度より実施)

○ **社会教育施設のPPP/PFI等の活用・デジタル機能強化への支援** (民間団体向け委託 × 1カ所)

社会教育施設の整備や運営におけるPPP/PFI等の活用、デジタル環境の整備やその効果的な活用を促進するため、全国をカバーする支援体制を構築し、地方公共団体等からの相談対応や専門家派遣、導入可能性調査等の検討支援、情報発信などの伴走支援を実施

経済財政運営と改革の基本方針2026 (令和8年7月21日閣議決定)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (3) 戦略的な社会資本整備の推進

「PPP/PFI推進アクションプラン (令和8年度版)」に基づき官民連携投資等を促進する。

PPP/PFI推進アクションプラン (令和8年度版)
(令和8年6月11日民間資金等活用事業推進会議決定)

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

(2) 重点分野と目標 Ⅱ 各重点分野における取組

⑥文化・社会教育施設

令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、**10年ターゲット目標 (35件)**の達成に向け、(略)取り組む。

文部科学省

委託 ↓ 相談・報告

アドバイザー事務局

- ・相談窓口の開設
- ・専門家派遣の実施
- ・説明会・研修会等の実施
- ・個別案件形成支援
- ・支援方策や事例等の収集・分析
- ・Webサイト、手引書等の活用による情報発信

アウトプット (活動目標)

- ・地方公共団体の伴走支援を行う事務局の設置
- ・PPP/PFI等の活用に向けた伴走支援の実施
- ・デジタル機能強化に向けた伴走支援の実施

地方公共団体 (公民館・図書館等)

- ・社会教育施設のより効率的・効果的な整備・運営を検討 (施設の複合化、官民連携による施設・設備整備、運営等)
- ・デジタルを活用したより効果的な取組等の実施を検討 (ICT等を活用した地域課題解決の取組の実施等) 等

メール・電話等で相談

支援方策・事例の紹介
専門家派遣による助言
説明会・研修会の実施
個別案件に対する支援
調査・効果分析 等

アウトカム (成果目標)

- ・社会教育施設におけるデジタルの効果的な活用やPPP/PFIの導入を検討する自治体数の増加
- ・PPP/PFIの活用やデジタル環境の整備等を行う施設数の増加

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

社会教育施設を拠点とした、地域住民が主体的に学べる教育環境の実現 (地域課題解決に向けた取組の充実、効果的・効率的な施設運営、社会教育施設が地域コミュニティの基盤として機能)

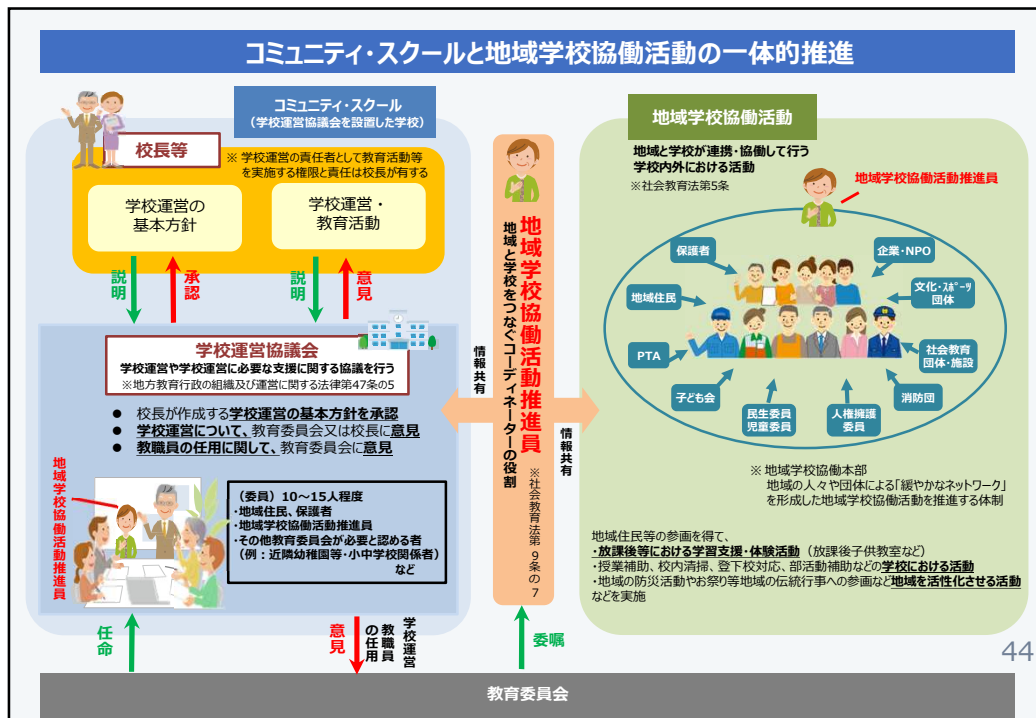
42

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

42

公民館等の社会教育施設に関連する国の支援等			
分類	事業名等	所管省庁	概要等
施設の建設・整備等	一般事業		公民館の設置等、地方債の対象となる単独事業のうち他の事業区分の対象とならない事業が対象。(充当率(起債できる割合)75%)
	辺地・過疎対策事業		それぞれの関係法令に規定される計画に基づき実施される公共施設の整備において、市町村が必要とする経費が対象。(充当率100%) ※元利償還金について、辺地対策事業は80%過疎対策事業は70%を後年度基準財政需要額に算入
	電源立地地域対策交付金	文部科学省 研究開発局 原子力課	発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上を目的とする公共用施設整備事業等に対して交付金を交付
	防衛施設周辺民生安定施設整備事業	防衛省 地方協力局	防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合、地方公共団体が、その障害の緩和に資するために行う生活環境施設等の整備に対して交付
	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	林野庁 木材利用課	公共建築物等木材利用促進法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域財利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援
	社会資本整備総合交付金	国土交通省 都市局 市街地整備課	国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括したもので、地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組に対して交付
耐震化	公益法人の助成金		市(区)町村やコミュニティ組織などが行う多目的な総合施設(コミュニティセンターや自治公民館、集会所等)の建設整備に対して助成。助成率は、総事業費の5分の3以内に相当する額で、限度額1,500万円 ※助成を受けたい場合は、各市町村のコミュニティ担当者へまず問い合わせほしい
	社会資本整備総合交付金－住宅・建築物耐震改修事業－	国土交通省 住宅局 市街地建築課	住宅・建築物の耐震化等を促進するために実施される事業で、住宅・建築物の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業 耐震診断・・・地方公共団体実施：国1/3 耐震改修、建替え又は除却・・・公共建築物：国11.5% 等
	防災対策事業(公共施設等耐震化事業)	消防庁 国民保護・防災部 防災課	指定避難所や災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設等が対象 地方債充当率100%、交付税措置率70%

43



44

様々な地域学校協働活動

定 義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸術学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



45

45

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数
 **22,009校 (64.9%)**
 1,856校増 6.2ポイント増

導入自治体数
 **1,523自治体 (84.1%)**
 74自治体増 4.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校
 **19,488校 (71.6%)**
 1,546校増 6.3ポイント増

※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校

17,481校 (51.6%)
 1,855校増 6.1ポイント増

うち、小・中・義務教育学校
 **16,490校 (60.6%)**
 1,673校増 6.7ポイント増

地域学校協働本部

公立学校の整備校数
 **22,693校 (66.9%)**
 758校増 3.0ポイント増

地域学校協働本部数
 **14,044本部**
 611本部増

うち、小・中・義務教育学校
 **21,083校 (77.4%)**
 623校増 2.9ポイント増

※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数
 **35,246人 (633人増)**
1,532自治体 (84.5%)

うち、学校運営協議会委員である者
 **15,174人 (1,591人増)**

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- ✓ 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- ✓ 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- ✓ 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

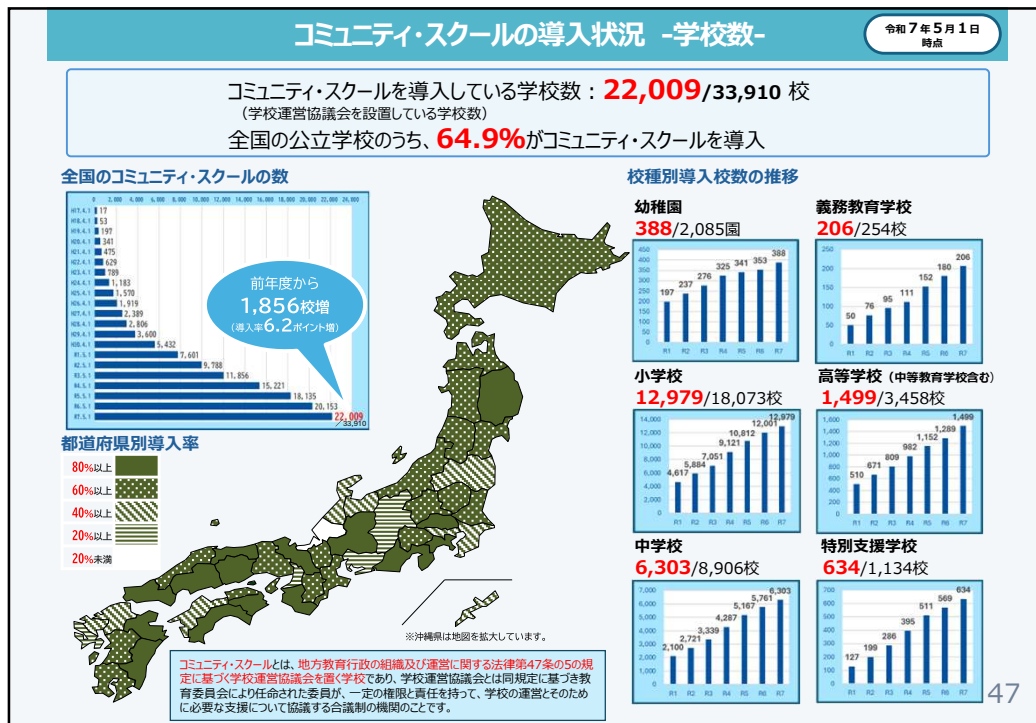
➡ **更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る**



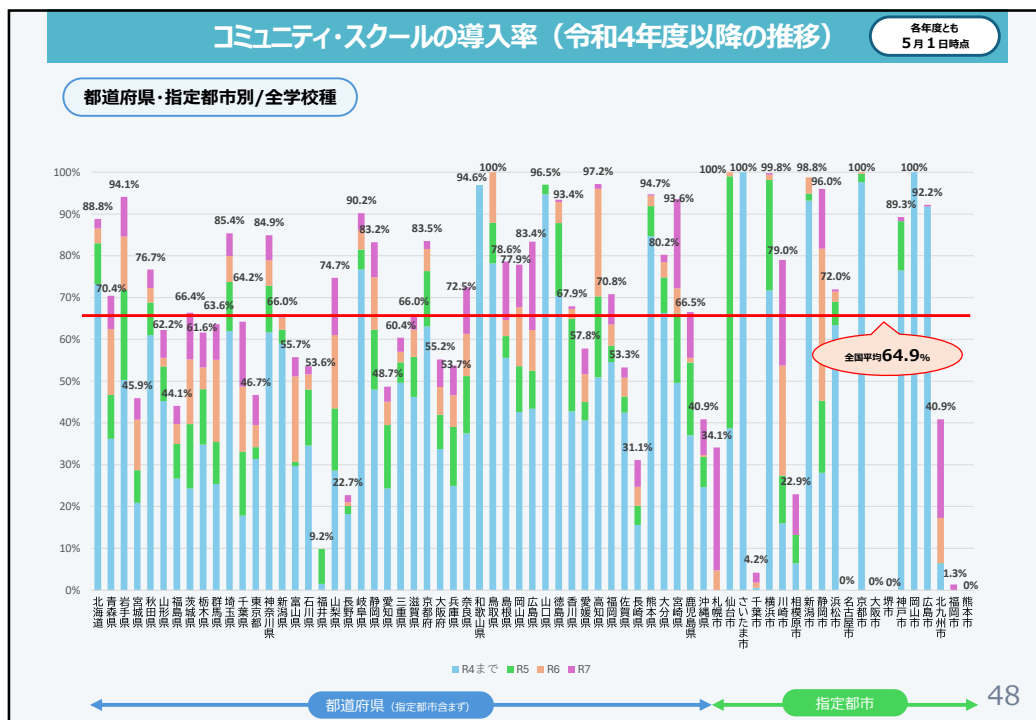
学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

46

46



47



48

CSユースリーダー

(令和8年度～)

学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等としての実践に関わりながら、
若者ならではの視点で若者世代が活動に関わる意義や活動の魅力を発信できる人材を
CSユースリーダーとして委嘱

学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等
として地域づくりや学校づくりに主体的に関わる
若者世代を増やしていくことで、
地方自治機能の基盤強化を目指す

活動内容



イベントの
企画・運営・講演



SNS等での
情報発信

CSユースリーダー 5名 (五十音順)



木村 龍雲



菅 新汰



高橋 奈那



中井 征弥



藤原 睦己

全国から公募し
選考を突破した
メンバーです！



**CSユースリーダーnote
始めました！**

内容

- CSユースリーダーの活動内容や取組状況の周知
- 若者が学校運営協議会や地域学校協働活動に参画している具体的事例の紹介
- 文部科学省主催のCSフォーラムや、大学等と連携して実施する若者向けイベントの案内
- その他、CSや地域学校協働活動に関する制度・取組の紹介等

